

# 船舶売買契約書(案)

売主沖縄県を甲とし、買主\_\_\_\_\_を乙とし、甲乙間において、次の条項により、船舶売買契約を締結する。

(売買物件及び売買価額)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件(以下「この物件」という。)を、金\_\_\_\_\_円(うち消費税及び地方消費税相当額金\_\_\_\_\_円を含む。)をもって乙に売り渡す。

| 財産名 | 種類及び名称     | 構造 | 数量 | 総トン数  | 建造年月   |
|-----|------------|----|----|-------|--------|
| 船舶  | 漁業調査船(図南丸) | 鋼  | 1隻 | 176トン | 平成7年2月 |

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金\_\_\_\_\_円を、この契約の締結と同時に、甲の発行する納付書により、その指定する場所において納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

2 前項の契約保証金には、利息をつけないものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約が解除されたときは、甲は、その返還義務を負わないものとする。

(代金の支払い)

第3条 乙は、第1条の代金を、甲の発行する納入通知書により、令和7年2月17日(月)から同月27日(木)までにその指定する場所において支払わなければならない。

(延滞金)

第4条 乙は、第1条の代金を、その支払期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

(所有権の移転)

第5条 この物件の所有権は、乙が第1条の代金(前条の延滞金がある場合は、これを含む。)の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 この物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し現状のまま引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 乙は、前条第1項の規定によりこの物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(物件の引き取り)

第7条 乙は、この物件を令和7年3月21日(金)までに、甲の指定する場所において引き取らなければならない。

2 乙は、この物件の引き取りに関し、この契約に定めのない事項については、甲の指示に従わなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第8条 乙は、この契約締結の日から5年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この物件の所有権を第三者に移転し、又はこの物件を第三者に貸してはならない。

2 甲は、第14条第1項第3号の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(かし担保責任)

第10条 甲は、この物件に隠れたかしがあっても、その責めを負わないものとする。

(危険負担等)

第11条 乙は、本契約締結のときからこの物件の引き取りまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失した場合は、本契約は無効とし、甲に損害賠償請求はできないものとする。

2 乙は、本契約締結のときからこの物件の引き取りまでにおいて、当該物件が甲の責に帰することのできない事由によりき損した場合は、甲に売買代金の減免を請求することができないものとする。

(調査協力義務)

第12条 甲は、この物件について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

2 乙は、甲が必要と認めるときは、この物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えてこの物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

(違約金)

第13条 乙は、第8条及び第9条に定める義務に違反したとき、また正当な理由なく前条に定める義務に違反して調査に協力しなかったときは、甲に対し、第1条の代金の100分の10に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反したとき。
- (2) 第3条の規定に違反したとき。
- (3) 第9条第1項の規定に違反したとき。
- (4) 第13条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

(返還金等)

第15条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、次条第1項の物件の返還及びこの物件の所有権移転登記を確認後、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った違約金及び乙がこの物件に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用は、償還しない。

(原状回復)

第16条 乙は、第14条の規定により契約を解除された場合においては、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担で、この物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲がこの物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項のただし書きの場合において、この物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の

責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定によりこの物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、この物件の所有権移転登記の承諾書その他必要な書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第17条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第18条 甲は、この契約の規定により売買代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき債務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第19条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を持って管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第21条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第22条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖 縄 県

乙

## 暴力団等排除に関する特約条項（船舶売買契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

第1条 甲は乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は何ら催告を要しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。

（暴力団員等による不当介入の排除対策）

第2条 乙は、本契約に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- (1) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団員等から不当要求による被害又は妨害を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。